

## はじめに

本格的な人口減少や少子高齢化など、社会環境が大きく変化する中、本県では、目の前に立ちはだかる困難な課題にも積極果敢に挑戦し、「活力みなぎる山口県」の実現に向けて全力で取り組んでいるところです。

なかでも、県民誰もが不安なく暮らせる生活は、県民生活の基本であることから、医療や介護の提供体制の充実を図り、暮らしの安心・安全の確保を進めているところです。

看護の分野におきましては、平成 27 年 10 月には、看護師等人材確保の促進に係る改正法等が施行され、看護職の離職時等の届出制度の導入や都道府県ナースセンターの機能強化が図られ、離職した看護師等の把握や継続的な復職支援が可能となりました。

このため、県では、看護職員の確保対策として「養成支援」「確保促進」「資質の向上」を 3 本柱に掲げ、計画的な養成・確保、看護師等養成所卒業見込学生の県内就業・定着の促進、再就業の促進、看護職員の資質向上のための研修体制の整備等に重点的に取り組むこととしています。

この度、本県の今後の看護職員の確保対策に活用するため、看護職員の養成・就業状況、看護職員等確保対策事業の実績等について、「山口県における看護の現状」として取りまとめましたので、業務の参考にしていただければ幸甚です。

平成 28 年（2016 年）3 月

山口県健康福祉部長 小松 一彦